

6 谷口雅史議員

- 1 新年度予算の特徴と取り組む課題について
- 2 岩内地域防災計画について
- 3 全町内に防犯カメラの設置について



1 新年度予算の特徴と取り組む課題について

岩内町議会第1回定例会におきまして、岩内町議会公明党として代表質問をいたします。

新年度予算の特徴と取り組む課題について

自公連立政権は2年目に入り、最優先で取り組むべき課題として経済再生、復興加速、社会保障改革などを柱とする平成26年度予算と平成25年度補正予算を合わせた「101兆円予算」が衆院を通過しました。経済再生では、4月からの消費税率引き上げを乗り越え、日本経済を回帰軌道に戻すことができるか。これからが正念場と言えます。

まずは、増税前の駆け込み需要からの反動減を抑えるためにも、25年度補正予算の早期執行と26年度予算により景気の下支えが重要になります。

また、雇用の拡大、所得上昇につながる、好循環の実現に取り組むことが必要と思います。

1. 経済活性化対策について、第1回定例議会の冒頭平成26年度岩内町町政執行方針の基本方針の中で、「本町においては、一部で景況感の好転は見られるものの、全体的には依然と厳しい経済状況にあるものと考えており」と述べられているとおり、町長自ら、岩内町の経済活動の厳しさを認識されているものと思われませんが、こうした厳しい経済情勢を少しでも好転させるための施策として、新年度においてはどのような事業があるのか、お伺いいたします。

2. 健全な財政運営、町の財政運営については、町税、交付税、国・道からの補助金等を柱として財政運営がなされております。

その中でも町税については、町の自主財源として最も重要であります。決算書を見ると毎年多くの税が不納欠損されておりその分、町税が確保されていないという状況であるものと思われま。

こうした大事な自主財源が確保されない状況は財政運営を進める上で健全な財政運営とは言えない状況であり、また、納税者にとっては不公平感があるものと思われま。

税の担当者は、徴収率の向上のため努力されていることは十分に承知するところでありますが、その成果は決して満足できるものとはなっていないの

が実情と考えます。

こうした問題は、岩内町だけの問題ではなく、他の自治体においても同様であると思われませんが、中でも徴収率の向上に成果を挙げている自治体も当然あるものと思われしますので、そうした自治体を研修するなど、職員の研修の充実を図るべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

3. 新庁舎等の建設、昨年度より建設地に建物及び外構や主体基礎工事、地中熱設備の工事が始まり平成27年1月末の完成を目指す予定との発表があったところではありますが、庁舎は職員のための施設ではなく町民のための施設であるとの考えから、新庁舎完成時には町民のためのイベント等はどのように考えられておられるのかお伺いいたします。

また、建設定礎記念碑等の製作の予定があるのでしょうか、予定されているのであればタイムカプセル等、町民のみなさんが参加され、思い出に残る協働の町づくりの一環として取り組むお考えはありますか。御所見をお伺いいたします。

4. 協働への情報の公開と共有化、町づくりのテーマである「協働のまちづくり」が提唱され、はや5年が経過し、町民の皆様を受け入れられ、徐々にではありますが浸透されてきたものと思われませんが、さらに進めるために、情報の共有化が必要不可欠であります。

こうした考えのもと、町では「政策の立案や計画決定にあっては、今後も『パブリックコメント』や『住民説明会』などを通じ、広く町民の皆様のご意見を伺いながら事業を進めるよう配意してまいります」としておりますが、これまでどのような事業においてパブリックコメントや住民説明会の開催を行ってきたのかお伺いいたします。

また、パブリックコメントや住民説明会の開催にあたっては、多くの町民の皆様の参加を促すべきと思いますが、その周知方法についてもお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

谷口議員からは、3点にわたるご質問であります、順次お答えいたします。

1点めは、新年度予算の特徴と取り組む課題について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、経済活性化対策についてであります。

町政執行方針の中で述べましたとおり、町の経済状況は、一部で景況感の好転は見られるものの、全体的には、依然と厳しい経済状況にあるものと考えているところであります。

このような中で、活力ある産業基盤づくりのため、実施する主な事業としては、漁業振興対策では、後志南部地域にしん資源対策事業、商工業振興・労働対策では、いわないあきんど市支援などの、商店街活性化支援事業費補助事業、地域産業活性化対策では、地場産業サポートセンターで行う、食品製造業基盤強化事業、観光振興対策では、岩内町地域振興協会スキー場運営費補助事業や、いわない温泉における安定した揚湯量の確保のための、泉源掘削事業、その他、将来を見据えた事業として、再生可能エネルギー導入調査事業などであります。

2項めは、健全な財政運営についてであります。

これまでも、収納担当職員の資質の向上、並びに滞納整理の質を高めることを目的として、毎年、後志税務連絡協議会開催の収納率向上対策研修会や、後志総合振興局主催による滞納整理研修会に職員が参加し、管内の収納担当職員が一堂に会して、それぞれの市町村が抱える課題や取組みについて学んでいるところであります。

また、平成23年度からは、日高町で開催される東京都の滞納整理専門の職員による、滞納整理セミナーに職員2名が2日間の研修に参加しており、その研修内容は、滞納額の解消に向けた収納担当としての考え方をはじめとして、実態調査、家宅搜索、給与・預金の差押えの基本や、模擬での家宅搜索や差押え現場の体験を得られるなど、緊張感のある大変有意義な研修となっております。

これらの研修で学んだことで、悪質な滞納者に対して、給与や預金の差押えに着手したところであります。

町税の収納率の向上は、町の大切な自主財源を保するとともに、納期内に納税されている皆様の信頼を得られることに繋がることから、今後も、様々な研修に職員を積極的に参加させるよう努めてまいります。

3項めは、「新庁舎等の建設」についてであります。順にお答えいたします。

まず、新庁舎完成時における町民のためのイベント等の予定についてのご質問であります。現在建設中の役場庁舎及び保健センターにつきましては、平成27年5月頃の供用開始を予定しているところであり、その際には、町民の皆さんにお披露目する機会として、町民内覧会や落成式を開催したいと考えております。

これらの詳細な開催時期や内容につきましては、今後、十分な検討を行ったうえで、ご案内をしてまいりたいと考えております。

次に、「建設 定礎記念碑」の製作予定についてのご質問であります。

定礎の製作につきましては、プレート型の定礎の設置を予定しており、記念碑として別途製作することは予定しておりません。

4項めは、「協働への情報の公開と共有化」についてのご質問であります。パブリックコメントや住民説明会に関するこれまでの主な実施状況といたしましては、「新たな岩内町総合計画」策定にあたり、平成19年8月24日から9月30日の期間において、「住民意識調査」を実施し、延べ664名の方から回答を頂いております。

また、平成20年4月17日から5月27日の期間において、「まちづくり町民懇話会」を10回開催し、延べ156名の参加を頂いております。

更に、平成20年9月1日から9月30日の期間において、パブリックコメントを実施し、延べ30件のご意見が寄せられたところでもあります。

次に「家庭ごみの有料化に関する住民説明会」では平成20年2月3日から4月20日の期間において「地域別説明会」を23回開催したほか、平成19年10月18日から平成20年6月11日の期間において「町内会・自治会等住民説明会」を91回開催しており、延べ3,143名の参加を頂いております。

次に「岩内町役場庁舎等建設基本構想・基本計画」策定時には、平成22年6月6日から10月16日の期間において「町民懇談会」を6回開催したほか、平成23年6月2日から平成24年2月5日の期間において「町民説明会」を3回開催しており、延べ149名の参加を頂いております。

更に、平成22年6月1日から6月30日の期間と、平成22年11月8日から11月22日の期間において、パブリックコメントを実施しており、併せて7件のご意見が寄せられたところでもあります。

次に「岩内町立小学校の統廃合問題」では、平成22年12月1日から12月30日の期間において、「岩内町立小中学校 適正配置」に係るパブリックコメント及び町民懇談会を実施し、それぞれ17件のご意見と23名の参加を頂いております。

また、平成24年1月24日・25日の両日に、「岩内町立小学校 統廃合町民懇談会」を開催し、延べ14名の参加を頂いたほか、平成24年2月10日から2月29日と、4月2日から4月20日の期間において、パブリックコメントを実施し、併せて13件のご意見を頂いております。

そのほか、直近では「岩内中央小学校の活用に関する町民懇談会」を、平成25年6月23日と6月25日の2回開催し、延べ23名の参加を頂いているところでもあります。

これらの周知方法につきましては、「広報いわない」や、防災行政無線のほか、町内会・自治会・関係団体へのご案内を通じ、広く町民の皆様に参加して頂けるよう努めているところでもあります。

2 岩内町地域防災計画について

次に、岩内町地域防災計画について、平成23年3月11日発生、東日本大震災の教訓を踏まえた国の防災基本計画等の修正を受け、北海道においても北海道地域防災計画が修正されたところと伺っていますが、岩内町においても修正作業が進められているものと思いますが、次の点についてお伺いいたします。

1. 特徴的な修正点について。

2. 共助という言葉がありますが、ともに助け合って避難することの意味だと思いますが、その最小の範囲は隣近所。次に町内会・自治会、そして公共団体等となるものと考えます。

公共団体等はともかくとして、隣近所や町内会・自治会がいざという時、どのような行動を取るべきか、災害弱者の所在地等、各種の情報等が提供されなければ、行動できないことが考えられるところでもあります。

町として「共助」を全うするための対策は、どのように講じられておりますか、お伺いいたします。

3. 修正された防災計画に基づく、防災マップについては早急に作成され、町民の皆様に配布されるものと思いますが、その時期についてお伺いいたします。

また、防災マップについては、町民皆様が分かりやすく、見やすいマップであるよう配慮をお願いするところでもあります。

【答 弁】
町 長：

2点めは、岩内町地域防災計画について、3項目のご質問であります。

1項めは、特徴的な修正点についてであります。

国の防災基本計画等が、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災の教訓を踏まえ修正され、これを受け、北海道地域防災計画も修正されたところでもあります。

法により市町村計画は、都道府県計画に抵触するものであってはならないことから、修正を加えたものであります。

特徴的な修正内容であります。防災に関する新たな考え方として災害時の被害を最小化するための「減災」の考え方を導入したほか、地震・津波対策の抜本的強化、大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善、防災教育の強化等による地域防災力の向上などの項目が新設又は追加されたところでもあります。

中でも、災害時における自助・共助・公助による役割分担、町民が自ら自主的に判断し、行動できる

災害訓練や防災教育の推進、防災に関する方針決定に当たっての女性や高齢者、障がい者の方の参加など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立などが特徴的な修正内容であります。

また、地震・津波計画編では、北海道が実施した津波シミュレーション結果を想定津波として設定し、その結果を計画に盛り込んでおります。

2項めは、町として「共助」を全うするための対策をどのように講じられているのかについてであります。

この度の修正において、防災対策は北海道防災対策 基本条例第3条の基本理念より、「自助・共助・公助のそれぞれが効果的に推進されるよう役割分担し実施されなければならない。」が新たに追加されたところでもあります。

こうしたことから、町としても町内会・自治会からの協力を得ることが防災体制を整備する上で重要であるとの認識から、本年中に町内会・自治会長を対象とした防災計画に関する説明会を開催する予定としております。

その後については、個々の町内会・自治会との連携・協議を重ね、町内会・自治会単位で町民の方々が互いに助け合うことができる体制整備が可能かどうかを確認して参ります。

こうした協議を重ねる中で、具体的な協力体制が整備可能である町内会・自治会をまず対象として、町がこれまで行っている要援護者の方への訪問調査において、情報提供の同意確認が得られた対象者について町内会・自治会との連携を軸とした防災協力体制が図られるよう努めて参ります。

3項めは、防災マップの配付時期についてであります。

現在の防災マップは、平成21年3月に全戸配布しておりますが、今回の修正が大規模であることから、新たなマップを作成・配付することとしております。

なお、岩内町地域防災計画修正案は、パブリックコメントの手続きを得ながら、5月末までに岩内町防災会議での計画決定を予定しており、計画決定後に防災マップの作成作業に着手することになることから、町民の皆さんへの配付は今秋頃になるものと考えております。

また、新たに作成する防災マップにつきましては、町民の皆さんにとって、知り得たい情報や避難場所、津波浸水区域などが、より見やすく・解り易いものとなるよう努めて参ります。

3 全町内に防犯カメラの設置について

続きまして、最後に、全町内に防犯カメラの設置について、昨今、子供たちが事件や事故に巻き込まれるケースが、新聞やテレビなどで報道されており、子を持つ親としても大変心配されているものと思われま

す。事件や事故の解決にあっては、地域の方々の情報提供はもちろんのこと、防犯カメラに記録された画像から事故の状況や事件の解決に繋がる情報を入手するという方法もとられ、犯罪の未然防止や解決に役立つという考えが広がりつつあります。

本町においても、通学路上において不審者の情報も寄せられるなど決して報道される事件は他人事ではなく、未然に事件や事故から町民の皆様を守るための対策は、町としても講じる必要があるものと思

います。そこでお伺い致しますが、防犯カメラの設置については個人のプライバシー保護の観点から、問題も提起されているところでもあります

が、事件・事故の未然防止対策として町内主要公共施設、交差点、通学路、公園などの主要な場所に防犯カメラを設置し、住民のより一層の安全・安心を確保するため、町として防犯カメラの整備が必要と思われま

すが、町長のご所見をお伺いいたします。

以上であります。

【答 弁】
町 長：

3点目は、全町内に防犯カメラの設置についてのご質問であります。

防犯カメラの設置につきましては、近年の犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、商店街や不特定多数の方が利用する施設などを対象に設置する自治体や商店街振興組合などの団体が、都市部において増加する傾向にあるものと考えております。

一方で、監視カメラの設置にあたっては、カメラ本体や録画機、遠隔監視等の設置費用のほか、機器の保守・維持費用が発生するなど財政的負担が大きいこと、更には、防犯カメラの設置が目的の範囲を超えて行われた場合、住民の不安感や権利・利益を侵害する恐れがあるなどの課題も生じております。

特に、住民のプライバシーの保護は重要な問題であることから、防犯カメラを設置している自治体では、防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインを設定するなど、プライバシー保護の観点から、きめ細かな対応をせざるを得ない状況にもなっております。

本町においても、通学路や公園などで不審者情報が寄せられるケースも発生しており、子どもの安心安全を守る観点から、防犯灯の増設などの要望が寄せられているほか、防犯カメラの設置に関しても1件の意見をいただいております。

このような中、本町における通学路や公園等の防犯対策としては、これまで民間団体や学校PTAによる通学路のパトロール及び町内会・自治会への

防犯街路灯の助成、更には道路管理者としての道路照明灯の設置等により対応してきたところであります。

しかしながら、今後、一部の公共施設については、施設の管理等の面から防犯カメラ設置の意見もあることから、設置費用や管理運用体制について検討が必要となるものと考えております。